



大町溝

No.129

平成18年5月1日発行

発行者

山形県酒田市砂越字小形111

大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234-52-2350(代)

FAX 0234-52-3515

URL <http://o-machikou.info/>



平成十七年度通常総代会開催

去る三月十五日に平成十七年度通常総代会が開催され平成十七年度補正予算関連提案及び平成十八年度予算関連提案等全議案二十九件を全員賛成で可決決定いたしました。



理事長挨拶

本日は、弥生三月春の季節とはいえどもまだ雪のちらつく今日この頃でございます。総代の皆様には何かとお忙しい中、平成十七年度の通常総代会にご出席くださりご苦勞様です。また、日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきまし

てはご協力を頂きありがとうございます。さて、昨年以來水田農業を中心とした土地利用型農業での担い手作りは、待ったなしの課題となっております。

特に昨年三月に閣議決定された「新たな食料、農業、農村基本計画」では、担い手の明確化と、それに対する国からの支援のあり方、また、稲作経営安定化対策の確立が今後の農政の柱として強調されており。 これまでも土地利用型農業事業を中心に農業経営の規模拡大について、認定農業者の育成と農地の利用集積を中心に取り組んできましたが、従

来の取組のままでは今後の食料の安定供給の確保や、多面的機能の発揮、地域の経済社会の維持・発展に支障が生ずる恐れがあると新基本計画の中では言われております。

ここ数年農村においては、高齢化、混住化の進展により農業の生産活動の停滞、集落機能の低下が見られ、農地や農業用施設等の資源の保全管理が困難になり、多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念されています。

特に農地の賃借による規模拡大が進展する中で、農地の所有者と農地の利用者が異なるケースがますます増加し、農業水利施設などの地域資源の保全管理を、誰が、どのように担っていくのが問われることとなります。

農林水産省は、昨年十月に策定された農業経営所得安定対策大綱のなかで、平成十九年度から導入される農地・水・環境保全向上対策での資源保全の施策は、農地や用排水路、農道といった資源・施設は不可欠な生産基盤であり、同時に洪水防止などの多面的機能を持っており、生活環境の保全、向上を図るために社会の共通財産としてみんので守っていくという政策です。

この事業の平成十九年度からの本格実施に先駆け平成十八年度には全国六百の地域でモデル事業を行うことになっております。当土地改良区管内からも一集落が指定を受け準備を進めております。

この新事業は、新しい経営安定対策と併せ、農政改革の車の両輪とされており、営は担い手が引き受け、農業資源は地域住民全体で管理するという、それぞれの役割分担で地域農業を元気にすることを目指しています。

当土地改良区としましては、施設の維持管理を踏まえこの事業には積極的に参加をしていきたいと思っております。

また、これまで当土地改良区管内においては、平成十六年度から事業実施された団体管上北目地区、飛鳥地区水田畑地化基盤整備促進事業は、地域と各関係機関の協力の下に平成十七年度で完了いたしました。

また、平成十四年度から実施されている国営最上川下流沿岸農業水利事業については、当初計画通りに進んでおり、平成十六年度に平田揚水機場の建屋工事

平成十七年度にポンプの据付工事が完了し、平成十八年度からは一新された揚水機場からの水の供給となります。

また、組織整備の関係では、最上川下流右岸土地改良区連合の今後の維持管理組織のあり方について、最上川下流右岸土地改良区連合理事会の中で下流沿岸事業の事業進行に併せて、最上川下流右岸土地改良区連合の維持管理計画書を基盤に今後の連合のあり方について検討に入っております。平成十八年度には、連合の職員補充はおこなわないで各単区から一名職員の出向を決めております。

以上のようなことをふまえながら本日の通常総代会においては、総議第一号から総議第二十九号までの提出となりますが、特に平成十八年度一般会計予算に関しては、予算総額二億二千七万三千元、前年度当初予算比較で〇、三%の減額で編成され上程されます。

それぞれの内容につきましては、提案理由の説明の中で申し上げます。

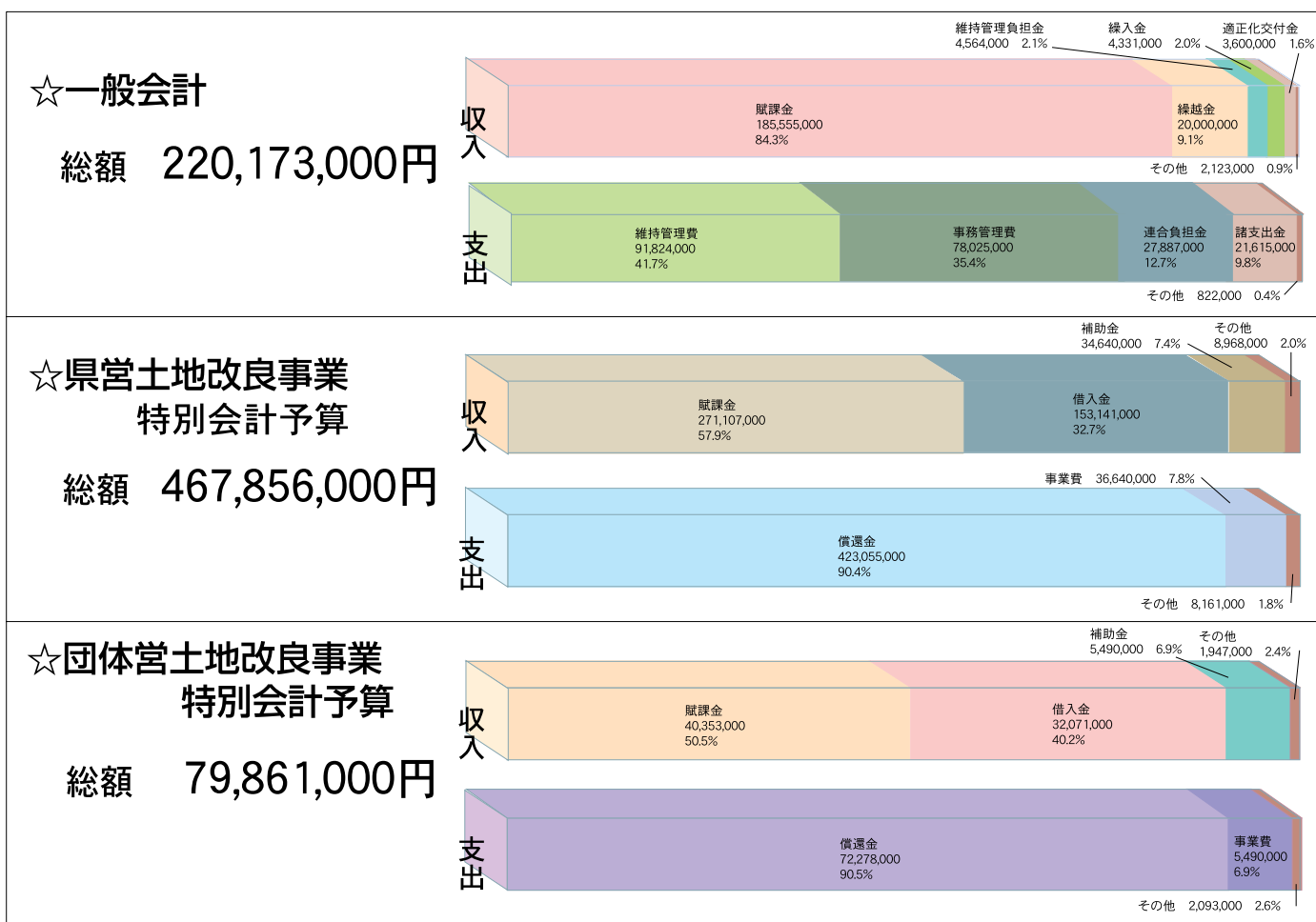
総代の皆様には、慎重なご審議をいただき決定を見たいと思っております。本日は誠に苦勞さまでございます。

平成18年度予算

平成18年3月15日開催の平成17年度通常総代会において
平成18年度予算が全員賛成で可決決定されました。



平成17年度通常総代会議長
阿部 桂一 総代(熊手島)



☆その他の特別会計予算状況

(単位：円)

会計名	予算額	会計名	予算額
担い手育成支援事業特別会計	40,588,000	土地改良事業積立金特別会計	161,212,000
役員退任慰労金特別会計	5,618,000	顕彰金特別会計	3,739,000
水源涵養林特別会計	21,985,000	自動車償却及び購入基金積立金特別会計	4,359,000
事務所等維持管理特別会計	1,695,000	職員退職給与金特別会計	53,111,000
決済金特別会計	99,896,000	合 計 9会計	392,203,000

通常総代会質疑応答(概略)



前田 茂 総代

柳沢溜池の環境問題も含めた将来の維持管理についての考え。

理事長(齋藤 隆)

今後の柳沢溜池の維持管理につきまして、現状、危険な箇所もあり環境問題等も含め、県、酒田市と協議をおこないながら進めて行きたいと考えています。

総務課長(朝井美明)

数年前にお聞きした地元の意向をふまえ現在進めています。この施設は、全地域負担の維持管理対象施設となっております。本来の受益から見れば、現在の規模は必要なくなってきたております。現在、県の維持管理適正化事業と酒田市の小規模事業でおこなっておりますのは、老朽化に伴い補修をおこなわないと決壊してしまう恐れがあるため実施しているものです。本来であれば県営老朽ため池事業で実施できればと考えているところですが、県の予算縮小に伴いなかなか実施できない状況となっております。



平向 徳正 総代

最上川下流右岸土地改良区連合の状況について知らせてもらいたい。

賦課金の徴収業務で管理公社への電算経費委託内容について、もう少し

し経費が掛からないようにできないかお聞きしたい。

理事長(齋藤 隆)

最上川下流右岸土地改良区連合の使命は、国営導水幹線の維持管理であると考えております。平成九年に発足当初の考えを基に最上川下流右岸土地改良区連合を解消するため日向川土地改良区と共に合併協議会を発足させましたが、諸般の事情で頓挫し現在にいたっております。

大町溝土地改良区は、最上川水系の水が中心であり、草薙頭首工から取水している水が全体の八十%を占めております。我々と最上川下流右岸土地改良区連合は、密接におこなっている関係にはありません。そのような関係から現在進められております。国営最上川下流沿岸農業水利事業に併せ今後、平成二十年を目安に組織整理をおこない負担軽減を図っていくという考えです。

その一環として最上川下流右岸土地改良区連合で退職した職員の補充についてはおこなわず、両土地改良区から職員を出自させております。

平成二十年を目安にしている理由は、現在おこなわれている国営最上川下流沿岸農業水利事業で、今年度からトンネル部分の工事や大型徐塵機の設置を含めた草薙頭首工の工事がおこなわれる予定となっております。大町溝土地改良区事務所に草薙頭首工を管理する集中管理施設を設置する方向で計画されてきております。

将来は、最上川下流右岸土地改良区連合の維持管理機能を両土地改良

区で見えていくことで、負担軽減をしていきたいと考えています。

総務課長(朝井美明)

電算経費の委託費については、現在総額百四十万円程度の支出をおこなっておりますが、他の土地改良区の場合とは面積差もあり一概には申し上げられませんが、管理公社に頼っている部分が多く数倍の支出をしております。

これ以上委託費の軽減は、可能ですが、どの内容を委託するかを項目毎に精査する必要があると見られ、軽減することによりどこまでどのような事務責任を持つかはつきりさせなければならぬと思います。農協と直接の契約についても窓口でチェック体制をどのようにするのかという問題等様々整理しなければならぬことはあります。

現在、土地改良区でおこなっている内容につきましては、土地改良区で計算した数字を組合員の番号と名前を付け電算処理してもらいその後、電算処理したものを紙上でチェックし、確認後センターカットしてもらい内容となっており。そのセンターカットした結果を紙上でいただき確認するというをおこなっております。

大町溝土地改良区の場合は、面積把握等を自前でおこなっておりますので、どの土地改良区よりの経費は掛かっていないと思います。他の土地改良区の場合は、総て委託しておりますので、大町溝土地改良区の委託料よりは、高くなっていると思っております。



石川 敏行 総代

最上川下流右岸土地改良区連合の賦課対象面積について、収入と支出に差がある理由を聞かせてください。

二期目の徴収期限日十月三十日の設定理由と賦課金の徴収日前に受委託を行っている場合、受託農家に対し賦課金の徴収期限が迫っている旨の通知をしていただきたい。

理事長(齋藤 隆)

賦課金の徴収期限日の設定につきましては、農協の金融関係等様々考慮し設定しております。受委託精算が地域によってまちまちなため、精算の時期にちよūdご合わせるのには非常に難しくなってきたところ。我々が一番心配なのは未納の関係です。ので、皆さんからご理解頂ければと思います。

会計課長(高橋 寛)

徴収期限の設定理由につきましては、理事長からの説明もあつたわけですが、農協からの引き落とし期限、米の出庫時期等を考慮し設定しております。

受委託の精算時期については地域によって時期が様々にあることを考慮し、徴収日を十月三十日後に金融稼働日で十四日間の猶予日を見ており、だいたい十一月二十日頃まで猶予日となります。その期間内に納入して頂ければ延滞利息もなく、期限内完納団体の対象にもなりません。

総務課長(朝井美明)

面積の差につきましては、国営直

接受益と間接受益があるためです。
石川敏行総代

土地改良区で把握している受委託関係の方に対しては、受託者の方に納期が間近に迫っているということを知らせる通知をだして頂きたい。

会計課長(高橋 寛)

受委託内容を調査し、今後通知をだすようにしたいと思います。



阿曾 兼太 総代

未納金の状況について旧市町別の人数等を教えて頂きたいと思えます。

会計課長(高橋 寛)

一般会計と特別会計を合わせた数字で説明させて頂きます。未収金全体で、千八百万円です。内訳としては、農協の支店単位で、松山支店管内十五名、六百八十五万円、全体から見た割合が六十二%、平田中央支店管内五名、二百九万円、十九%、中平田支店管内四名、百四十七万円、十三%、東平田支店管内三名、四十三万円、四%、酒田支店管内二名、十万円、一%、酒田市北部支店管内一名、十四万円、一%となり全体で三十名となっております。

阿曾兼太 総代

当地域では、生産組合で期限内完納団体に渡される褒賞金をあてにし、完納してもらったため生産組合でも機会ある毎に様々話し合ったりしております。近年個人情報保護法の関係で、個人の情報がでない状況ですが、地域に差し障りのないよう地域の生産組合等に知らせてもらえ

ばと思いますがどんなものでしょうか。

理事長(齋藤 隆)

期限内完納に伴う褒賞金につきましては、ほとんどの地域で同じような考えで進めていると思えます。今後とも地域の交流を活かしながら進めていきたいと思います。

会計課長(高橋 寛)

期限内完納団体表彰の対象となる代表者につきましては、自治会長、区長、生産組合長等地域によって様々です。未納者が出た場合、生産組合長等の方に教えてもらえないかということでしたが、個人情報保護法の関係がありお知らせすることはできません。未納者が一人いるために期限内完納の対象にならないというときには、土地改良区の役員、総代にお知らせし対処する考えです。



平成18年度決済金について

土地改良区区域内の田を田以外の地目に転用し地区除外する場合決済金が必要となります。これは、残った農地に過重な負担を掛けないようにするためのものです。また、同様にほ場整備事業実施地区の内、転用が可能な地区の田の決済金(償還金残)は一般決済金の他に頂戴することとなります。なお、ほ場整備事業実施地区の内、畑の場合も決済金(償還金残)が必要となる事がありますので必ずご相談下さるようお願いいたします。

1.一般決済金(10a単価)

区 分	金 額(円)
維持管理事業関係	81,167
国営事業関係	19,568
合 計	100,735

2.ほ場整備事業地区決済金(10a単価)

区分	地 区 名	金 額(円)	区分	地 区 名	金 額(円)
団 体 営	相沢川地区	20,366	県 営	内郷地区	129,315
	上郷溝地区	74,594		山元地区	96,478
	石名坂地区	71,080		中平田東地区	76,385
	飛鳥地区	165,549		南平田地区	89,882
	山寺地区	207,154		西平田地区	166,483
				西平田地区(畑)	99,891
				中平田南地区	218,513
				中平田南地区(畑)	131,109
				中平田西地区	115,511
				飛鳥砂越地区	54,251
				大正溝地区	187,773

“畑の決済金は、地区によって、田と同額の場合と、差がある場合があります”

平成18年度賦課金決定!!

一般会計6,330円(前年比-80円)

☆一般会計賦課金

・賦課期日及び徴収期限

区 分	賦 課 金	1期	2期
		納入期限 平成18年4月25日(火)	納入期限 平成18年10月30日(月)
	円	円	円
経常賦課金	5,280	3,170	2,110
最上川連合賦課金	1,050	650	400
合 計	6,330	3,820	2,510

平成十八年度の賦課金通知書は、既に皆さんのお手元にお届きのことと思います。

☆償還金賦課金

・賦課金徴収期限 平成18年10月30日(月)
・賦課金地区別の内訳

区別	地区名	面積	金額	徴収率
団体営	寺田第二地区	13.4ha	585円	100%
	南田沢第二地区	18.5ha	540円	100%
	相沢川地区	16.4ha	10,000円	100%
	上郷溝地区	135.6ha	13,510円	98%
	石名坂地区	36.0ha	14,355円	95%
	山寺地区	71.4ha	14,755円	99%
	飛鳥地区	48.0ha	10,735円	98%
県営	排特飛鳥地区	48.0ha	2,075円	98%
	内郷地区	372.1ha	13,200円	97%
	山元地区	229.7ha	14,140円	98%
	中平田東地区	298.5ha	14,910円	98%
	南平田地区	178.4ha	12,085円	98%
	西平田地区	389.2ha	13,690円	98%
	西平田地区(畑)	4.1ha	8,210円	98%
	中平田南地区	159.4ha	12,685円	99%
	中平田南地区(畑)	2.4ha	7,610円	99%
	大正溝地区	123.3ha	14,355円	99%
	砂越地区	166.6ha	12,920円	98%
	砂越地区(畑)	2.3ha	7,750円	98%
	中平田西地区	113.4ha	10,055円	99%
	飛鳥砂越地区	40.0ha	7,745円	99%

一般会計及び各地区特別会計の今年度の10a賦課金単価と納入期限については、次の表に記載したとおりとなっており、平成十八年三月十五日開催の通常総代会で決議されたものです。
一般会計は、茶色の通知書で四月二十五日と十月三十日の二回の引き落としです。
特別会計は、緑色の通知書で、十月三十日の一回の引き落としとなります。

平成十一年度から十二月十五日の定時償還日までに償還額を確保するためやむをえず徴収率を適用することとなりました。
これは、決して未納を容認するものではありません。期限日以降に納入となったものについては、翌年度の賦課金に反映になることにはなりません。他の組合員にも迷惑がかかります。他の組合員にも迷惑がかかります。ご理解のうえ必ず納入期限日までに納入するようお願いいたします。

平成17年度期限内完納団体表彰

平成17年度に一般会計賦課金1期、2期を期限内に完納した70団体に対し、平成18年5月29日に執り行われる大町溝記念祭の席上、褒賞金を添え表彰いたします。今回表彰される団体は、昨年度より3団体少なくなっております。各受賞団体名並びに褒賞金は下記のとおりとなっております。

この表彰制度は、褒賞金が伴う大変有利な制度ですので、今回表彰されなかった団体につきましても各団体内で相談し、期限内完納を積極的に進め受賞するようにしましょう。

☆受賞団体一覧表

※上段：受賞団体 下段：褒賞金額(単位：円)

区 分	受 賞 団 体 名				
松山支店管内(22団体)	荒興野	成沢	上大川渡	下大川渡	地見興屋
	9,000	12,000	11,000	12,000	7,000
	下新田	臼ヶ沢	大沼新田	山寺川先	山寺横町
	4,000	14,000	6,000	22,000	14,000
	山寺中ノ丁	山寺仲町	山寺下荒町	上餅山	上北目
	8,000	13,000	2,000	8,000	11,000
中北目	小見	下餅山	上竹田	中竹田	
16,000	15,000	13,000	6,000	8,000	
中牧田	石名坂				
11,000	14,000				
平田中央支店管内 (22団体)	山谷	山谷新田	新山	檜橋	中野目
	15,000	5,000	8,000	27,000	22,000
	桜林興野	石橋	泉興野	堀野内	三之宮
	14,000	11,000	6,000	16,000	8,000
	飛鳥1組	飛鳥2組	飛鳥3組	飛鳥4組	飛鳥5組
	7,000	7,000	5,000	3,000	21,000
砂越1組	砂越2組	砂越3組	砂越4組	砂越5組	
11,000	19,000	15,000	8,000	7,000	
田沢	円道				
9,000	2,000				
東平田支店管内(4団体)	滝野沢	矢流川	金生沢	横代	
	18,000	20,000	6,000	1,000	
中平田支店管内(15団体)	大槻新田	手蔵田	熊野田	荻島	本川
	1,000	60,000	4,000	1,000	14,000
	茨野小牧新田	小牧	熊手島	大野新田	勝保関(上)
27,000	34,000	42,000	20,000	12,000	
勝保関(下)	中野新田	土崎	大多新田	こあら一丁目	
19,000	20,000	19,000	11,000	11,000	
酒田支店管内(5団体)	亀ヶ崎	浜田	四ツ興野	大宮	遊摺部
	43,000	1,000	15,000	41,000	54,000
酒田市北部支店管内(1団体)	酒田市北部				
	9,000				
庄内町管内(1団体)	榎木				
	2,000				
合計 70団体	総額	986,000円			

新設された平田揚水機



新設された揚水機

形式 両吸込み渦巻
口径 六〇〇ミリ
揚水量 一・四八三 m³/s
揚水機設置台数 二台



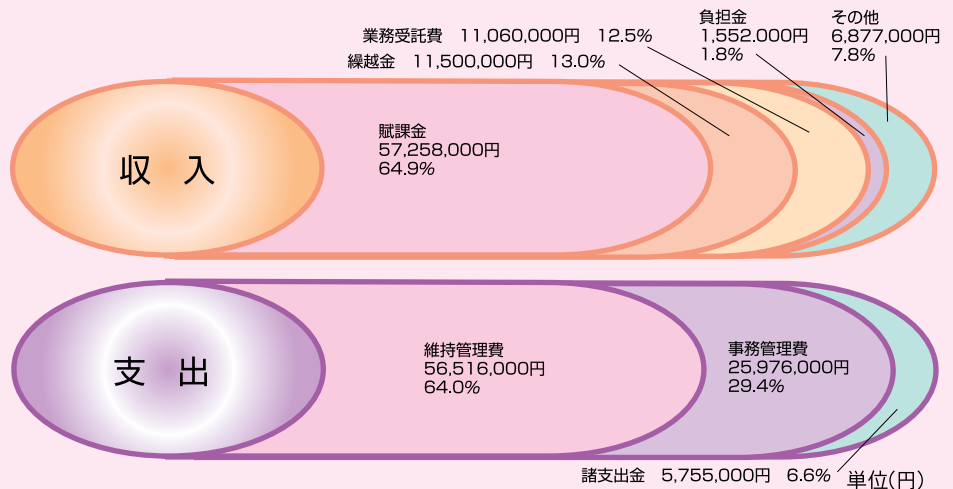
従来の揚水機

平成十四年度から実施されている国営最上川下流沿岸農業水利事業で平田揚水機場が改修されることとなり、平成十六年度に建屋工事、平成十七年度に揚水機取り付け工事が行われこのたび総て完成し、土地改良区に引き渡されました。
新しい揚水機は、従来三台あったものが、二台となりました。今年の春から稼働しております。

最上川下流右岸土地改良区連合 平成18年度予算

平成18年3月6日(月)午後1時30分から議員総会が開催され平成17年度補正予算案並びに平成18年度予算案を含む全11議案が、可決決定されました。

☆一般会計総額
88,247,000円



平成18年度 最上川下流右岸 土地改良区連合 予算総括表	会 計 名	予算額
	一 般 会 計	88,247,000
	自動車償却及び購入基金特別会計	668,000
	職員退職給与金特別会計	26,209,000
	役員退任慰労金特別会計	1,545,000
	褒賞金特別会計	791,000
	事務所整備資金特別会計	640,000
	財政調整資金特別会計	71,341,000
	計	189,441,000

平成18年度研修等のご案内

大町溝土地改良区では、地域単位や学校単位での現地研修等を随時お受けしますので、興味のある方はご連絡ください。

TEL0234-52-2350(代) 大町溝土地改良区 総務課 能登山

研修例1

草薙頭首工→国営導水幹線→櫛橋分水→茨野排水機場→大町溝土地改良区資料館
(所要時間：約2時間)

研修例2

草薙頭首工→櫛橋分水→大町溝土地改良区資料館
(所要時間：約1時間30分)

その他にも下記のように
様々な施設があります。

研修例3

大町溝土地改良区資料館
(所要時間：30分～1時間)

〈〈〈視察箇所〉〉〉

- ☆頭首工(川から水を取る施設)
 - ・草薙頭首工(最上川下流右岸土地改良区連合管理施設)
- ☆幹線水路(水を遠くに運ぶ施設)
 - ・国営導水幹線(最上川下流右岸土地改良区連合管理施設)
 - ・櫛橋分水(最上川下流右岸土地改良区連合管理施設)
- ☆揚水機場(川や水路から水を揚げる施設)
 - ・上郷揚水機場(最上川下流右岸土地改良区連合管理施設)
 - ・平田揚揚水機場
 - ・田沢川揚水機場
 - ・山谷溝揚水機場
 - ・南幹線揚水機場
- ☆排水機場(大雨などで水路にたまった水を川に戻す施設)
 - ・茨野排水機場
- ☆溜池(水をためておく施設)
 - ・山谷溜池
 - ・金谷溜池
 - ・泉谷地溜池
 - ・柳沢溜池
- ☆その他
 - ・大町溝土地改良区資料館(土地改良区の歴史を説明します。)
 - ※天正19年(1591年)大町溝を開削した東禅寺城代 甘糟備後守影継の絵もあります。
 - ・大町溝土地改良区事務所(管内図等での施設、水について説明をします。)

大町溝土地改良区の概要

- ☆管内総地積：29,465,138㎡ (2,946.5 ha)
- ☆関係市町村：酒田市・庄内町
- ☆組合員数：1,720名
- ☆土地改良区の機構
 - ・総代：42人
 - ・理事：9人(理事長、副理事長、会計係理事 他)
 - ・監事：3人(総括監事 他)
 - ・委員会：総務、用排水調整、調査、3委員会
 - ・支溝代表者：14支溝 35名
 - ・事務局
- 事務関係職員：総務課長他 12名
現業職員等：揚水機運転手助手及び水路看守人 17名
- ☆維持管理事業
 - ・溜池：9箇所
 - ・用水路：60路(約L=96,900m)
 - ・排水路：20路(約L=42,600m)
 - ・揚水機場：20箇所
 - ・排水機場：2箇所

各ほ場整備事業地区の 償還金年次計画の状況についてお知らせ

次の事項にご注意の上、
ご覧下さい。

◎共通事項
☆地区面積は、平成18年4月1日現在のものです。平成18年度以降、転用（田から他の地目に転用）が発生した場合は、償還金に変更が生じます。
☆平準化資金は、平成17年度変更

◎担い手育成支援事業対象

山寺・飛鳥・内郷・西平田・中平田南の各地区がこの事業の対象となっております。記載した数値は平成17年度のものを使用しています。

◎相沢川地区
この地区の償還金は、毎年、地域の積立金から繰り入れを行い実質単価を引き下げているので、実際の償還金とは異なります。

☆記載した償還金は、償還総額と地区面積で単純に算出したもので、実際の賦課金は、徴収率、電算経費等が勘案されたものになります。

上郷溝地区 135.6ha (単位：円/10a)			
年度	従来 の償還金	平準化 資金	総計
H19	0	10,841	10,841
20	0	9,860	9,860
21	0	8,997	8,997
22	0	8,060	8,060
23	0	7,035	7,035
24	0	5,914	5,914
25	0	4,720	4,720
26	0	3,459	3,459
27	0	2,146	2,146
計	0	61,032	61,032

相沢川地区 16.4 ha (単位：円/10a)			
年度	従来 の償還金	平準化 資金	総計
H19	0	6,951	6,951
20	0	5,549	5,549
21	0	4,207	4,207
22	0	2,683	2,683
23	0	973	973
計	0	20,363	20,363

山元地区 229.7ha (単位：円/10a)			
年度	従来 の償還金	平準化 資金	総計
H19	16,428	-2,325	14,103
20	8,599	5,503	14,102
21	0	9,399	9,399
22	0	8,659	8,659
23	0	7,849	7,849
24	0	6,979	6,979
25	0	6,017	6,017
26	0	4,959	4,959
27	0	3,792	3,792
28	0	2,660	2,660
29	0	1,541	1,541
30	0	409	409
計	25,027	55,442	80,469

石名坂地区 36.0ha (単位：円/10a)			
年度	従来 の償還金	平準化 資金	総計
H19	0	10,611	10,611
20	0	9,667	9,667
21	0	8,806	8,806
22	0	7,861	7,861
23	0	6,833	6,833
24	0	5,722	5,722
25	0	4,528	4,528
26	0	3,278	3,278
27	0	1,972	1,972
計	0	59,278	59,278

飛鳥砂越地区 40.0ha (単位：円/10a)	
年度	償還金
H19	7,674
20	7,674
21	7,674
22	7,674
23	6,811
24	6,811
25	6,811
計	51,129

中平田東地区 298.5ha (単位：円/10a)			
年度	従来 の償還金	平準化 資金	総計
H19	0	8,422	8,422
20	0	8,399	8,399
21	0	7,786	7,786
22	0	7,106	7,106
23	0	6,355	6,355
24	0	5,531	5,531
25	0	4,626	4,626
26	0	3,628	3,628
27	0	2,533	2,533
28	0	1,327	1,327
計	0	55,713	55,713

南平田地区 178.4ha (単位：円/10a)				内郷地区 372.1ha (単位：円/10a)				山寺地区 71.4ha (単位：円/10a)				飛鳥地区 48.0ha (単位：円/10a)						
年度	従来 の償還金	平準化 資金	総計	年度	従来 の償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計	年度	従来 の償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計	年度	従来 の償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計
H				H					H					H				
19	6,955	5,185	12,140	19	15,887	-1,069	-1,914	12,904	19	22,772	-4,493	-3,739	14,540	19	19,761	-3,293	-3,979	12,489
20	5,997	6,143	12,140	20	13,552	0	-655	12,897	20	22,772	-3,913	-4,314	14,545	20	19,761	-2,628	-4,646	12,487
21	5,077	7,063	12,140	21	13,257	0	-360	12,897	21	22,772	-3,305	-4,930	14,537	21	19,761	-1,932	-5,333	12,496
22	3,415	8,728	12,143	22	10,061	0	2,831	12,892	22	22,772	-2,670	-5,560	14,542	22	17,364	-1,199	-3,667	12,498
23	0	8,083	8,083	23	6,703	0	6,186	12,889	23	22,772	-2,006	-6,218	14,548	23	10,851	0	1,625	12,476
24	0	7,074	7,074	24	3,362	0	8,183	11,545	24	19,934	-1,313	-4,076	14,545	24	3,475	0	9,000	12,475
25	0	5,891	5,891	25	0	0	7,469	7,469	25	11,179	0	3,361	14,540	25	585	0	11,896	12,481
26	0	4,563	4,563	26	0	0	6,656	6,656	26	6,812	0	7,717	14,529	26	0	0	12,771	12,771
27	0	3,077	3,077	27	0	0	5,711	5,711	27	2,234	0	12,297	14,531	27	0	0	11,375	11,375
28	0	1,816	1,816	28	0	0	4,622	4,622	28	594	0	12,339	12,933	28	0	0	10,042	10,042
29	0	1,093	1,093	29	0	0	3,527	3,527	29	0	0	11,092	11,092	29	0	0	8,604	8,604
30	0	617	617	30	0	0	2,555	2,555	30	0	0	9,776	9,776	30	0	0	7,063	7,063
31	0	247	247	31	0	0	1,669	1,669	31	0	0	8,375	8,375	31	0	0	5,396	5,396
				32	0	0	797	797	32	0	0	6,863	6,863	32	0	0	3,583	3,583
									33	0	0	5,224	5,224	33	0	0	1,896	1,896
									34	0	0	3,431	3,431	34	0	0	667	667
									35	0	0	1,737	1,737					
									36	0	0	714	714					
									37	0	0	112	112					
計	21,444	59,580	81,024	計	62,822	-1,069	47,277	109,030	計	154,613	-17,700	54,201	191,114	計	91,558	-9,052	66,293	148,799

砂越地区 168.0ha (単位：円/10a)				中平田西地区 113.4ha (単位：円/10a)				大正溝地区 123.3ha (単位：円/10a)				中平田南地区 160.9ha (単位：円/10a)				西平田地区 391.7ha (単位：円/10a)					
年度	償還金			年度	償還金			年度	従来 の償還金	平準化 資金	総計	年度	従来 の償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計	年度	従来 の償還金	担い手 育成資金	平準化 資金	総計
H				H				H				H					H				
19	12,561			19	9,945			19	15,162	-950	14,212	19	17,859	-5,331	-354	12,174	19	20,339	-3,267	-4,031	13,041
20	12,561			20	9,945			20	15,162	-950	14,212	20	17,859	-5,035	-653	12,171	20	19,142	-2,835	-3,273	13,034
21	12,561			21	9,945			21	15,162	-950	14,212	21	17,859	-4,729	-985	12,145	21	19,142	-2,399	-3,702	13,041
22	12,561			22	9,945			22	15,162	-950	14,212	22	17,859	-4,410	-1,275	12,174	22	19,142	-1,954	-4,146	13,042
23	12,561			23	9,945			23	15,162	-950	14,212	23	17,859	-4,080	-1,611	12,168	23	19,142	-1,492	-4,608	13,042
24	12,561			24	8,849			24	15,162	-950	14,212	24	17,859	-3,736	-1,953	12,170	24	19,142	-1,013	-5,088	13,041
25	12,561			25	8,849			25	15,162	-950	14,212	25	17,859	-3,380	-2,307	12,172	25	19,142	-516	-5,586	13,040
26	12,561			26	8,849			26	15,162	-950	14,212	26	17,859	-3,010	-2,680	12,169	26	0	0	9,523	9,523
27	12,561			27	8,849			27	15,162	-950	14,212	27	17,859	-2,626	-3,060	12,173	27	0	0	8,958	8,958
28	12,561			28	8,849			28	15,162	-950	14,212	28	17,859	-2,228	-3,458	12,173	28	0	0	8,312	8,312
29	12,561			29	8,849			29	15,162	-950	14,212	29	17,859	-1,815	-3,874	12,170	29	0	0	7,562	7,562
30	12,561			30	8,849			30	15,162	-950	14,212	30	17,859	-1,385	-4,303	12,171	30	0	0	6,696	6,696
31	12,561			31	8,849			31	15,162	-531	14,631	31	17,859	-940	-4,751	12,168	31	0	0	5,818	5,818
32	6,066							32	15,162	-531	14,631	32	17,859	-478	-5,211	12,170	32	0	0	4,869	4,869
33	3,666							33	13,724	878	14,602	33	0	0	7,052	7,052	33	0	0	3,837	3,837
34	2,263							34	0	13,478	13,478	34	0	0	6,667	6,667	34	0	0	2,691	2,691
35	933											35	0	0	6,250	6,250	35	0	0	1,414	1,414
												36	0	0	5,771	5,771					
												37	0	0	5,218	5,218					
												38	0	0	4,590	4,590					
												39	0	0	3,881	3,881					
												40	0	0	3,072	3,072					
												41	0	0	2,158	2,158					
												42	0	0	1,138	1,138					
計	176,221			計	120,517			計	225,992	1,894	227,886	計	250,026	-43,183	9,322	216,165	計	135,191	-13,476	29,246	150,961

“こんな時は届け出を” お願いします。

☆組合員の資格得喪通知書の場合

※以下の農地移動があった場合は、組合員自身の届出による手続きが必要となります。
資格得喪通知書の提出をお願いします。(農業委員会長の確認印か下記必要書類(写)の添付をお願いします。)

所有権移転		使用収益権移転	資格得喪 (解約)
売買・贈与・交換	相続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更 賃貸借	
農業委員会長の確認印 もしくは ・土地登記簿謄本(法務局より) ・土地権利書(所有者より) ・農地法第3条許可書(農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より) 上記いずれかの書類の写し添付	農業委員会長の確認印 もしくは ・土地登記簿謄本(法務局より) ・土地権利書(所有者より) 上記いずれかの書類の写し添付 現資格者の印は不要又、死亡年月日を明記	農業委員会長の確認印 もしくは ・農地法第3条許可書(農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より) いずれかの書類の写し添付	農業委員会長の確認印 もしくは ・農地法第20条の確認通知(合意解約)(農業委員会より)の写し添付
その他 ・住所が変更となった場合は住所変更届の提出が必要。 ・賦課金引落とし口座の変更の場合は賦課金口座引落申出書の提出が必要。			

☆農地転用等の通知書の場合

※農地の転用に際しては、事前に農業振興地域からの除外の手続きが必要です。
※この手続きは、農業委員会に転用の手続きをおこなう前に土地改良区でおこないます。

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条 転用 (自所を地目変更)	農地法第5条 転用 (所有権移転の伴う地目変更)	公共事業 買収に伴う転用
受付時の通知書への記載事項確認	転用組合員名 地区総代の署名捺印	転用組合員名 転用関係者名 地区総代の署名捺印	転用組合員よりの申し出
位置図	○	○	○
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出			決済金を納入後、地区除外となる。

農地を分筆・合筆した場合も 大町溝土地改良区財務係 へお知らせ下さい。

※各種の用紙はホームページ (<http://o-machikou.info/>) で印刷できます。

大町溝土地改良区 総務課 財務係 TEL 52-2350 FAX 52-3515 久松・小松まで

◎土地改良区の区域内の農地に移動があった場合、組合員自身が土地改良区に対して届け出をしなければならぬことになっております。

心当たりの方は別紙に記載されている書類をご持参の上、変更の手続きをさせていただきようお願いします。

なお、平成18年度一般会計賦課金並びに特別会計賦課金につきましては、すでに個別の面積が確定し賦課通知が発送されておりますので、賦課台帳は、平成19年度分からの変更となりますのでご注意ください。平成18年度分につきましては、相対で行って頂くこととなります。

また、農地を転用等する場合（公共事業による買収並びに転用も含む）も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。

☆所有権、耕作権等の変更の場合

◎所轄農業委員会の許可書または、その土地の登記済み証写し及び両者の印鑑を持参してきてください。大町溝土地改良区にある所定の用紙（組合員資格得喪通知書）での手続きが必要です。

※農業委員会の手続きだけでは大町溝土地改良区の台帳面積は変わりません。

なお、現組合員の死亡による相続によって新たに組合員になられる方も組合員変更の手続きが必要です。その場合は「新しく組合員となる方の印鑑」・「権利証等」をご持参に上、必ず届け出をしていただくようお願いいたします。

☆農地を転用する場合

一、一般転用の場合

◎所轄農業委員会への転用申請前に大町溝土地改良区へ登記簿謄本の写し、位置図、公図謄写図、転用組合員及び転用関係者の印鑑を持参していただき、大町溝土地改良区に対し「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出し、その後大町溝土地改良区と転用組合員及び転用関係者との間で除外に関する協定を結び、決済金納入後に意見書が交付され地区除外となります。その後所轄農業委員会に大町溝土地改良区の意見書を添付して転用の申請を行うこととなります。

二、公共事業による買収の場合

◎一般転用と違い「農地転用等の通知」及び「意見書の交付申請書」の提出の必要はありません。ただし、地区除外及び決算金に対する協定を結ぶ必要があるために「組合員の印鑑と売買契約書が必要」です。大町溝土地改良区へ決済金を納入し地区除外となります。公共事業で関係者が多い場合、再度ご参集いただくことが困難なため、用地買収契約の際に手続きしていただくことも可能です。公共事業による農地の買収の場合、大町溝土地改良区に連絡がないままに行われることが多く見受けられ、そのままにしておきますと翌年度以降も賦課金を課せられて組合員の方が非常に不利益なことになりますので、公共事業が実施される場合は、事業主体(買主)に大町溝土地改良区への連絡の有無を確認されるか、「大町溝土地改良区 財務係 久松・小松までご一報下さい」。

☆賦課金の納入について☆

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、大変重要なものです。そのため土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。

ほ場整備事業等の償還金となる特別会計の賦課金についても同様です。特に特別会計賦課金については、賦課金のほとんどがほ場整備事業費の債務返済のための資金であり、少しでも賦課金の単価を下げるため賦課金徴収に係る電算費用等の事務費につきましても最低の費用しか見ておらず財源に余裕がない状態です。組合員の皆さんから期限までに完納いただけない場合、定時償還ができなくなることになり、ほ場整備を行った地区全体に迷惑がかかることとなります。

しかしながら、厳しい農業情勢のなかで未収金が増える傾向となっており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっております。

土地改良区としましても未納を容認することはできなく、納入いただくようさまざまな対応を個別行わせていただいております。

どうしても納期限までに納入できない方は、事前に会計係までご連絡いただければ、分割納入等さまざまな納入方法についてのご相談をお受けいたします。

何もご連絡がないままに未納されますと税金同様、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分をさせていただくこととなりますので必ずご連絡下さるようお願いいたします。

水難事故防止に ご協力下さい！

農繁期も本番を迎え、水路にも潤沢に水が流れております。

この時期になると毎年のようにニュース等では、子供の水難事故等の痛ましい報道が聞かれるようになります。

当土地改良区としても水路の安全管理については、関係教育委員会等を通じ、各保育園、幼稚園、小中学校及び公民館等にポスターの配布や文書通達するなどの様々な対策を講じております。特に幼児については、水路等の側で一人遊びをさせない等、家族の方々のご協力を得る以外に適切な対策が見あたらない現状です。これからの時期になりますと、日差しも暖かくなり、外で遊ぶ機会も多くなつてきます。この機会に集落全体、また、子供会等の組織を通して、お隣りや近所どおし、家族ぐるみの安全教育を実施していただき、水難事故「0」となるようにご協力をお願いします。

管理課からのお知らせとお願い

大町溝土地改良区管理施設の他目的使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に下表の使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料2,000円)

・使用料又は阻害補償料

使用の目的	単 位	年 額
電柱(支柱、支線を含む)及び鉄塔施設	公衆電気通信法施行令に基づく	
管類の地下埋設	口径30cm以下 1mあたり	300円
	口径30cm～100cm未満 1mあたり	600円
広告物、街灯等	表示面積1㎡あたり	3,000円
橋 梁 等	面積1㎡あたり	5,000円以内
駐 車 場	面積1㎡あたり	2,000円以内

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に下表の使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料7,000円)

・浄化水及び排水放流使用料

区 分	種 別	単 位	年 額
浄化水	し尿浄化槽	一般家庭用 1ヶ所	2,000円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人槽まで 1人あたり	400円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人～100人槽まで 1人あたり	350円
浄化水	会社、工場、病院、その他	100人槽以上 1人あたり	300円
排 水	会社、工場、病院、その他	排出量1ヶ年 1㎡あたり	2円

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 TEL0234-52-2350 管理課 住石まで

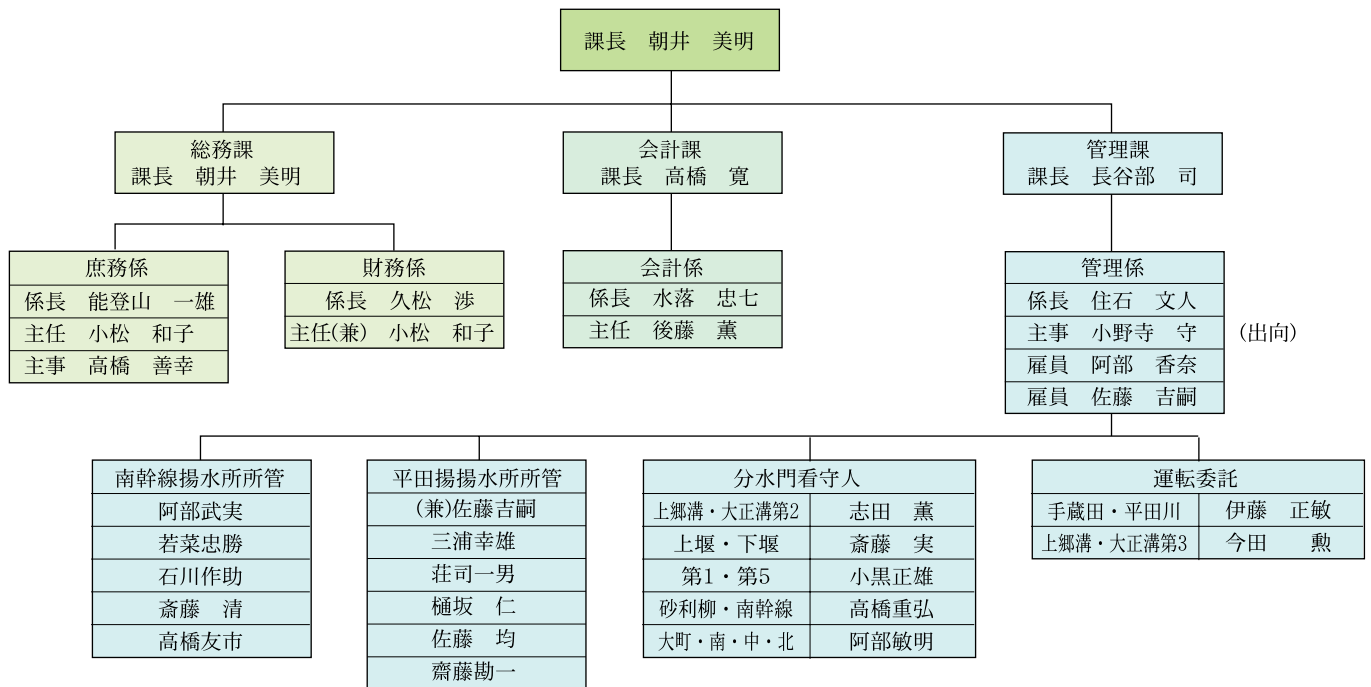


大町溝土地改良区事務所職員機構及び事務分担表

H18.4.1現在

所在地 〒999-6701 山形県酒田市砂越字小形111

TEL 0234-52-2350 FAX 0234-52-3515 URL <http://o-machikou.info/>



課	係	事 務 内 容
総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 総代会、理事会、監事会、各委員会、その他会議・選挙事務・文書の收受、発送、公告 文書の編さん、保存・予算及び財政一般・職員の服務厚生・広報 他の係に属しないもの
	財務係	<ul style="list-style-type: none"> 組合員名簿、土地原簿及び図面・組合費の賦課・農地転用に伴う意見書の交付、決済金の徴収 財産の取得、管理及び処分・農業振興地域整備計画の意見書に関する事 工事に関する用地の買収及び補償等
会計課	会計係	<ul style="list-style-type: none"> 組合費の徴収、督促及び滞納処分・土地改良区の経済に属する現金及び物品の収納保管 決算の調整、証拠書類の保管・預金有価証券の出納保管、管理 出納保管に附帯する会計事務
管理課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> かんがい排水施設の維持管理・かんがい用水の取水、揚排水機の運転 用排水の調整・早魃及び冠水等災害対策 土地改良区財産使用等の承認申請・区有林の維持管理
	南幹線揚水所所管 52-2023	<ul style="list-style-type: none"> 南幹線 下川原 茨野排水機 砂利柳 平田川 茨野補助排水機 手蔵田 中川原 仁助谷地 勝保
	平田揚水所所管 52-3244	<ul style="list-style-type: none"> 平田揚 檜橋 沖の堰 田沢川 相沢川 前畑 山谷溝 上野原 横根山 見初沢

休日・夜間かんがい用排水の連絡先

平田揚揚水所々管 TEL0234-52-3244 南幹線揚水所々管 TEL0234-52-2023

☆用排水に関する問い合わせは、支溝代表者、総代を通して行うようにして下さい。

総代・支溝代表者の改選について

総代が平成19年2月3日、支溝代表者が平成19年2月28日で任期満了となり改選となります。

総代の改選に伴う選挙は、公職選挙法に基づく選挙となるため、選挙管理委員会と選挙日程の打ち合わせ等を行わなければ選挙告示等の日程は確定しませんが、土地改良区としましては、平成19年1月中に行いたいと考えております。

支溝代表者につきましては、関係自治会長等からの推薦を受け選任届を土地改良区に提出していただくこととなります。

総代選挙の選挙告示等の詳しい日程、支溝代表者の選任届の提出方法などにつきましては、平成19年1月1日発行第130号の区報でお知らせいたします。

なお、総代定数は、42名(下記表参照)、支溝代表者定数は、14支溝35名(下記表参照)となっております。

総代の各選挙区と定数

選挙区別	投票区別	投票区の区域	総代定数
第1選挙区	第1投票区	酒田市飛鳥・砂越・天神堂・泉興野・掘野内・三之宮・山楯・中野目・郡山・桜林・桜林興野・石橋・楢橋・山谷新田・山谷・北俣字仁助新田 東田川郡庄内町榎木・余目	15名
	第2投票区	酒田市生石・北沢・横代	
第2選挙区	第1投票区	酒田市手蔵田・熊野田・本川・茨野新田・小牧新田・小牧・熊手島・大野新田・勝保関・中野新田・土崎・大多新田・古荒新田・漆曾根	14名
	第2投票区	酒田市大町・大宮・遊摺部・丸沼・字仁助谷地・鷲谷地・扇谷地・四ツ興野・大宮町三丁目	
第3選挙区	第1投票区	酒田市成興野・大川渡・地見興屋・白ヶ沢・大沼新田	13名
	第2投票区	酒田市山寺・字金谷・西田・山田・片町 東田川郡庄内町古関	
	第3投票区	酒田市土渕・茗ヶ沢・上餅山・下餅山・上北目・中北目・小見・竹田・引地・中牧田・相沢・石名坂・田沢字堰下・下毛山・前川原・北川原・堰口裏	
合計			42名

支溝代表者の支溝名と定数

番号	支溝名	正代表者	副代表者	番号	支溝名	正代表者	副代表者
1	上郷溝	1	-	8	山元	1	-
2	大正溝	1	-	9	柳沢	1	-
3	山寺	1	-	10	東幹線	1	4
4	上堰・下堰	1	4	11	第1幹線	1	1
5	南田沢	1	-	12	南幹線	1	5
6	相沢川	1	1	13	中北幹線	1	5
7	山谷・楢橋	1	1	14	横根山	1	-
					計	14	21